

文教民生常任委員会記録

令和2年 第5回定例会	
1 日 時	令和2年9月17日(木) 午前10時00分開会 午前11時58分閉会
2 場 所	常任委員会室
3 出 席 委 員	舘 野 裕 昭 委員長 阿 部 秀 実 副委員長 増 渕 靖 弘 委員 谷 中 恵 子 委員 梶 原 隆 委員 藤 田 義 昭 委員
4 欠 席 委 員	なし
5 委員外出席者	なし
6 説 明 員	別紙のとおり
7 事務局職員	山 崎 書記
8 会 議 の 概 要	別紙のとおり
9 傍 聴 者	なし

文教民生常任委員会 説明員

	職 名	氏 名	人 数
市民部	市民部長	袖山 稔久	8名
	生活課長	鈴木 武司	
	地域活動支援課長	関口 守	
	市民課長	鈴木 智久	
	人権推進課長	秋本 敏	
	保険年金課長	佐藤 美樹子	
	保険年金課長補佐兼医療保健係長	小泉 宏	
	生活課市民生活係長	倉持 貴子	
保健福祉部	保健福祉部長	小林 和弘	8名
	厚生課長	齋藤 信一	
	障がい福祉課長	川田 謙	
	高齢福祉課長	亀山 貴則	
	介護保険課長	星野 栄一	
	健康課長	渡辺 富夫	
	介護保険課長補佐兼介護保険係長	小堀 満美子	
	厚生課地域福祉係長	大出 知恵	
こども未来部	こども未来部長	上林 浩二	6名
	子育て支援課長	高橋 文男	
	保育課長	杉山 芳子	
	こども総合サポートセンター所長	仲田 順一	
	こども総合サポートセンター所長補佐兼 総合サポート係長	古橋 芳一	
	子育て支援課こども支援係長	鳩山 絵美子	
教育委員会事務局	教育次長	高橋 年和	11名
	教育総務課長	金田 毅	
	学校教育課長	駒場 秀明	
	生涯学習課長	塩澤 恵功	
	文化課長	渡辺 靖	

	スポーツ振興課長	谷津 勝也	
	国体推進室長	大貫 照実	
	学校給食共同調理場長	高橋 学	
	図書館長	田野井 秀雄	
	川上澄生美術館事務長	佐藤 博	
	学校教育課長補佐兼指導係長	猪瀬 武	
合 計			33名

文教民生常任委員会 審査事項

- 1 議案第 83号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）について
- 2 議案第 84号 令和2年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 3 議案第 86号 令和2年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 4 議案第 87号 令和2年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 5 議案第 94号 鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 6 議案第 95号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について
- 7 議案第102号 物品購入契約の締結について

令和2年第5回定例会 文教民生常任委員会概要

○館野委員長 開会に先立ちまして、お願いいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でも、お近くのマイクにより、明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

それで、今回も、常任委員会の3密状態を回避するために、執行部の出席を従来よりも2分の1以下としておりますので、このため、審査は部局ごとに議案順で行い、審査終了後暫時休憩し、都度、執行部出席者の入れ替えを行います。

それではただいまから、文教民生常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案7件であります。

早速、審査を行います。

これから、市民部関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第83号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、市民部関係予算を議題といたします。

執行部の予算の説明をお願いします。鈴木生活課長。

○鈴木生活課長 おはようございます。生活課長の鈴木です。

それでは、議案第83号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号)についてのうち、市民部関係予算について、説明いたします。

まず、歳入について、説明いたします。

補正予算に関する説明書3ページをお開きください。

2段目、13款「使用料及び手数料」 1項1目「総務使用料」、説明欄4行目の北大飼コミュニティセンター駐車場使用料197万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、高速バスの運休に伴い、駐車場使用料が減収したため、4月から6月までの収入見込み額から減収分を減額するものであります。

次に、一番下の段、14款「国庫支出金」2項1目「総務費国庫補助金」の説明欄2行目、「戸籍事務費国庫補助金」412万5,000円の増につきましては、戸籍副本データ送信に係るシステム改修の補助金でございます。

次に、7ページをお開きください。

1段目、20款「諸収入」 4項 3目「雑入」の説明欄4行目、「宝くじ普及広報事業助成金」500万円の増につきましては、コミュニティ助成事業に係る助成金であります。

次に、歳出について、説明いたします。9ページをお開きください。

1段目、2款「総務費」 1項6目「自治振興費」の説明欄、自治振興事業費173万8,000円につきましては、自治公民館のエアコンや屋根等の修繕に係る補助金を計上するものであります。

同じく、2款 1項 8目「財産管理費」の説明欄、コミュニティセンター維持管理費 239万6,000円につきましては、菊沢コミュニティセンターの雨漏り修繕や栗野コミュニティセンターのガス管修繕など、施設修繕に要する経費を計上するものであります。

同じく、2款 1項 11目「地域振興費」の説明欄、一つ目の○、協働のまちづくり推進事業費 500万円につきましては、歳入でご説明いたしました「宝くじ普及広報事業助成金」を活用し、上野町自治会における秋まつり用の装束や提灯等の購入費用に対する補助金並びに、北犬飼コミュニティ推進協議会における机、椅子等の備品購入に対する補助金を計上するものであります。

一番下の段、2款「総務費」3項1目「戸籍住民基本台帳費」の説明欄、「戸籍事務費」412万5,000円につきましては、戸籍副本データ送信に係るシステム改修の委託料であります。

以上で「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）」のうち、市民部関係予算の説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。よろしいですか。藤田委員。

○藤田委員 藤田です。お願いします。歳出のほう、総務費の地域振興費のコミュニティ育成費の中で、上野町自治会へのお祭り関係の備品類ということで、ご説明いただきましたが、これは例えばお祭りの中に、当番町という仕組みがあるかと思うのですけれども、その当番町として、上野町が今度やるから上野町に充てたというか、という、そういったことでよろしいでしょうか。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。関口地域活動支援課長。

○関口地域活動支援課長 地域活動支援課長の関口でございます。

ただいまのご質問ですけれども、当番町に限らず、自治会のほうからお祭りの支援を求められた場合、申請があった場合に支援をしております。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 よろしいですか。

○藤田委員 はい、わかりました。

○館野委員長 ほかにご質疑のある方、ありませんか。

では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第83号中市民部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第83号中市民部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第84号 令和2年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につ

いてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 おはようございます。保険年金課長の佐藤です。

議案第 84 号 令和 2 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、説明いたします。

国民健康保険特別会計の 3 ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。

6 款「繰入金」1 項 1 目「一般会計繰入金」1,096 万 9,000 円の増につきましては、国からの財政安定化支援事業における普通交付税算入分が確定したことなどにより増額するものであります。

次に、7 款「繰越金」1 項 1 目「繰越金」1 億 6,765 万 8,000 円の増につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、3 段目、9 款「国庫支出金」1 項 1 目「総務費国庫補助金」90 万 1,000 円の増につきましては、「オンライン資格確認システム改修」に係る国庫補助金で、補助率は 100%です。

5 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1 款「総務費」1 項 1 目「一般管理費」90 万 1,000 円の増につきましては、国の制度改正に伴う「オンライン資格確認システム」の改修費用で、歳入 9 款の国庫補助金と同額となっております。

次に、8 款「予備費」1 項 1 目「予備費」1 億 7,862 万 7,000 円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、「令和 2 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」の説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 1 つ確認です。歳入で、繰越金が 1 億 6,765 万 8,000 円と言いました。これに問題ということではないのですが、これで現在の国保運営基金は、残高を教えてください。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 ただいまの質問にお答えします。

令和元年度の財政調整基金からの繰入金が 4 億 4,000 万円となっており、その繰越後の残高については、19 億 7,000 万円となっております。以上です。

○阿部委員 ありがとうございました。

○館野委員長 よろしいですか。

○阿部委員 はい。

- 館野委員長 増渚委員。
- 増渚委員 ちょっと教えてもらいたいのだけれども、補正前の繰越額が 500 万円で、それで補正で 1 億 6,000 いくらだというの、今、わかるのだけれども、この予備費のほうに、これは支出のほうで出てくるのとは、これは連動しているのかな、まずそれが 1 つと。
- それで、そうすれば、その予備費が、今度は繰越金という形で、ここで 500 ぎり乗らないで、次の年、ここがなぜ 500 になっているのかなという、そのところちょっと説明してくれる。わからなかった。
- 館野委員長 執行部の説明をお願いいたします。佐藤保険年金課長。
- 佐藤保険年金課長 ただいまの質問ですが、まず、歳出 8 款の予備費につきましては、今回の補正の一般会計からの繰入金の 1,096 万 9,000 円の増分と繰越金の増額 1 億 6,765 万 8,000 円の合計金額となっております。
- 増渚委員 それはわかります。
- 佐藤保険年金課長 それで、当初予算で、繰越金が 500 万となっているものにつきましては、当初予算に算定するには、繰越金の額がまだ確定できないということで、暫定的な金額として、500 万円ということで計上しております。以上です。
- 増渚委員 委員長、いいですか。
- 館野委員長 はい。
- 増渚委員 ということは、この今のでわかったのだけれども、この予備費のほうの 1 億 7,862 万 7,000 円というのが、これは予備費としてで、繰越金という形にならないですね。扱的には。ということなら、いつも、来年も、来年度の予算も 500 万の予算を仮で置いておいて、そこで調整して補正でやってという形でなるわけね。はい、わかりました。
- はい、わかりました。はい。今の自分のでわかりました。
- 館野委員長 よろしいですね。
- 増渚委員 はい。
- 館野委員長 ほか、ございませんね。大丈夫ですか。
- 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。
- 議案第 84 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者あり)
- 館野委員長 ご異議なしと認めます。
- したがって、議案第 84 号については、原案どおり可とすることに決しました。
- 次に、議案第 87 号 令和 2 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題といたします。
- 執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。
- 佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。
- 議案第 87 号 令和 2 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について、

説明いたします。

後期高齢者医療特別会計の3ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。

4款「繰越金」1項 1目「繰越金」1,409万1,000円の増につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。

5ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

4款「予備費」1項 1目「予備費」1,409万1,000円の増につきましては、前年度決算に伴う繰越金の調整として計上するものであります。

以上で、「令和2年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。大丈夫ですか。

○増渕委員 はい、同じですものね。

○館野委員長 はい。

では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第87号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第87号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第95号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 保険年金課長の佐藤です。

議案第95号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について、説明いたします。

お手元の新旧対照表の21ページをお開きください。

今回の改正は、価格の低い空き地及び空き家、低未利用地等といいます、の適切な利用・管理を促進するため、租税特別措置法の一部が改正され、個人が所有する低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の規定が加わったことに伴い、国民健康保険税条例を改正するものであります。

国民健康保険税の所得割額算定及び軽減判定の所得につきましては、譲渡所得の課税の特例があり、租税特別措置法において規定されている特別控除後の金額で算定しておりますので、低未利用地等を譲渡した場合においても、特別控除後の金額で算定するため、本条例附則第4項及び第5項に租税特別措置法の規定である「第35条の3第1項」を追加するものであります。

以上で、「鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正」の説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。増渕委員。

○増渕委員 今の文章的な説明はわかるのですけれども、何がどうなったか、一向に具体的なことがわからないのです。勉強不足ですけれども、ここら辺、ちょっと具体的に、どこがどういうふうになって、どういうふうなことになったのだということを説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤保険年金課長。

○佐藤保険年金課長 ただいまの質問ですが、まず、価格が低い空き地及び空き家につきましては、まず該当となるものが、都市計画区域内の土地と建物で、譲渡価格の合計が500万円以下のものになります。

こういったものにつきましては、譲渡の際の手数料や、その後の譲渡所得に対する課税の税率が高いことなどから、どうしても売買を躊躇してしまい、放置されている状況になっておりますので、こういったものを解消するために、こちらの改正が行われております。

これにより、500万円以下の土地・家屋の売買を行った場合に、その価格から100万円分を控除した残りについて、課税を行うという特例となっております。

その結果、国民健康保険税の計算をする際においても、100万円の特別控除を適用するという事で、国民健康保険税の影響のほうも抑えるというふうな形になっております。以上です。

○増渕委員 大変わかりやすい説明でありがとうございます。

結果、街とかそういうところの、今まで高いので、売りやすくする。だけれども、それによって、国保税も上がってしまうと、そこで躊躇する。それをなくすために連動して、なるべくそういう有効活用しましょうということに沿った改正ということでもいいのかな。そういう理解でよろしいですか。

はい、わかりました。ありがとうございます。大変納得できる、すばらしい説明、ありがとうございます。

○館野委員長 ほかは、ございますか。

(「大丈夫です」と言う者あり)

○館野委員長 では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第95号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第95号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、市民部関係案件の審査は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩後に保健福祉部関係の審査を行いますので、2分後に開催いたします。

(午前10時20分)

- 館野委員長 休憩前に引き続き審査を再開いたします。

(午前10時22分)

- 館野委員長 これから保健福祉部関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第83号 令和2年度 鹿沼市一般会計補正予算(第5号)についてのうち、保健福祉部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。齋藤厚生課長。

- 齋藤厚生課長 厚生課長の齋藤です。よろしくお願いいたします。

議案第83号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号)中、保健福祉部所管の主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書3ページをお開きください。

2段目、13款 使用料及び手数料 1項2目 民生使用料の説明欄2行目、高齢者福祉センター使用料710万9,000円の減につきましては、令和2年新型コロナウイルス感染症予防のため、高齢者福祉センターを休館、及び、その後の限定的な開館による、入館料の減収を計上するものであります。

一番下の段、14款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金の説明欄1段目、プレミアム付商品券事業費国庫補助金676万8,000円の増につきましては、令和元年度に実施した、「消費税増税に伴う低所得者等を対象としたプレミアム付商品券事業」の事業実績により、国庫補助金の追加交付額を計上するものであります。

7ページをお開きください。

1段目、20款 諸収入 4項3目 雑入の説明欄2行目、生活保護費国庫負担金精算金225万7,000円の増につきましては、令和元年度生活保護費介護扶助費の事業実績による、国庫負担金の追加交付額を計上するものであります。

同じ説明欄3行目、障害者自立支援事業費国庫精算金190万円の増につきましては、令和元年度障害者自立支援給付費の事業実績による、国庫負担金の追加交付額を計上するものであります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

11ページをお開きください。

1段目、3款 民生費 1項 1目 社会福祉総務費の説明欄、3つ目の○、介護保険特別会計繰出金2,600万9,000円の減につきましては、介護給付費及び介護保険料軽減事業における過年度の事業実績に基づく精算を行うため、減額補正するものであります。

次の欄、2目 障害福祉費の説明欄、障害者自立支援事業費2,553万3,000円の増につきましては、令和元年度障害児通所給付及び自立支援医療給付の事業実績により、国庫負担金の償還金を計上するものであります。

13 ページをお開きください。

1 段目、3 款 民生費 3 項 1 目 施行事務費の説明欄、一番下の行、償還金 5,786 万 2,000 円の増につきましては、令和元年度生活保護扶助費の支出実績及び生活困窮者自立支援事業等の事業実績により、国庫負担金の償還金を計上するものであります。

2 段目、4 款 衛生費 1 項 2 目 予防費の説明欄、予防接種費 1,461 万 3,000 円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、インフルエンザ予防接種の助成対象を中学生まで拡大するための診療委託料等を計上するものであります。

以上で、「令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）」中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。ありますか。阿部委員。

○阿部委員 ただいまの説明の中で、8 ページの部分では、生活保護費の交付金ということで、225 万 7,000 円。

それで、14 ページのところでは、場所がちょっといろいろあって、5,786 万 2,000 円となっていますが、今年コロナの影響もあって、恐らく増えている部分もあるかと思うのですが、生活保護、あるいはこの困窮者自立支援、今どんな状況になっているか。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。齋藤厚生課長。

○齋藤厚生課長 厚生課長の齋藤です。

現在の生活保護の申請状況、コロナによる影響ということなのですが、申請の状況につきましては、生活保護自体は、まだ昨年とほぼ同じぐらいの申請件数でございます。

と申します理由としましては、その前の段階で、市の 2 階のところには社会福祉協議会にお願いしております、生活支援相談センターのぞみというところで、臨時貸付等を行っています。

それは県のほうの社協と本市の社協が窓口になっておりまして、そちらへの相談面とか、貸付の申し込みが増えておりますが、今のところ生活保護まではいっていないという状況になっておりますので、そちらの貸付のほうで、これから伸びてまいりますと、貸付も上限がありますので、その貸付で借りれなくなれば、生活保護のほうへ申請に回ってくるという状況になってくるかと思っておりますが、現在のところ、生活保護自体は申請件数につきましては横ばいといった状況になっております。

以上でご説明を終わります。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。そうですね、社協のほうの小口融資という形で、でも、限度額が 20 万だった、それで、1 年据え置きで返済というところだと思うのですが、やはり厳しい状況がずっと続いている方多くて、申し込まれる方もいると思うのですが、ぜひ、そういう方に鹿沼市は寄り添ってあげて、これが回復すれば、また、復活できる方もたくさんいると思うので、まずは、そういう方の、つっぱねることなく、門前払い

することなく、支援してもらうことを要望したいと思います。

それで、それができてないようだと、今後、こういった部分に反対意見を述べていかななくてはならない必要もあるので、よろしくお願いします。以上です。

○館野委員長 承りましたか。大丈夫ですか。

○齋藤厚生課長 厚生課長の齋藤です。

ご意見、承りまして、寄り添って、自立支援につなげられるような相談内容ということで、そういう相談の中から当然お話しして見えてまいります部分が多いと思いますので、寄り添った対応をしていくように努力したいと思います。よろしくお願いします。

○阿部委員 よろしくをお願いします。

○館野委員長 しっかりやっていくということなので、よろしいですか。

○阿部委員 はい。

○館野委員長 ほかに質疑のある方、大丈夫ですね。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 83 号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり可とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 83 号中、保健福祉部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 86 号 令和 2 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。星野介護保険課長。

○星野介護保険課長 介護保険課長の星野です。よろしくお願いいたします。

議案第 86 号 令和 2 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について、一括してご説明いたします。

補正予算に関する説明書 4 番目のインデックス、介護保険特別会計の 3 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 2 目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 288 万 9,000 円につきましては、過年度の事業実績に基づき、国庫負担分を増額補正するものであります。

4 款 支払基金交付金 1 項 2 目 地域支援事業支援交付金 353 万 3,000 円につきましては、過年度の事業実績に基づき、第 2 号被保険者保険料負担分を増額補正するものであります。

5 款 県支出金 3 項 県補助金 1 目 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業) 186 万 7,000 円につきましては、過年度の事業実績に基づき県補助金を増

額補正するものであります。

7款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目介護給付費繰入金 4,325万6,000円の減、2目 介護保険料軽減繰入金 221万8,000円の増、3目 地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業) 11万2,000円の減、4目 地域支援事業繰入金(包括的支援・任意事業) 112万円の減及び5目 その他一般会計繰入金 1,626万1,000円の増につきましては、過年度の事業実績に基づく精算を行うために補正するものであります。

一番下の段、8款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 1億7,010万4,000円につきましては、歳入・歳出差引により、増額補正するものであります。

次に、5ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

4款 基金積立金 1項 基金積立金 1目 介護給付費準備基金積立金 7,578万円につきましては、過年度の事業実績に基づく増額分を補正するものであります。

7款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 2目 償還金 7,660万4,000円につきましては、介護保険給付費及び低所得者介護保険料軽減における過年度の事業実績に基づく精算に伴う国・県負担金の受入超過分を国庫支出金等の償還に充てるため、増額補正するものであります。

以上で、議案第86号 令和2年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算(第1号)についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。よろしいですか。

(「大丈夫です」と言う者あり)

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第86号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第86号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、保健福祉部関係案件の審査は、終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩後に、こども未来部関係案件の審査を行います。

また2分後に、揃い次第、再開しますので、そのまま。

(午前10時36分)

○館野委員長 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

(午前10時38分)

○館野委員長 これから、こども未来部関係案件の審査を行います。

はじめに、議案第83号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号)についてのうち、こども未来部関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。よろしくお願いいたします。

議案第 83 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 5 号）中、こども未来部所管の歳入・歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

令和 2 年度補正予算に関する説明書、3 ページをお開きください。

一番下の段、14 款 国庫支出金 2 項 2 目 民生費国庫補助金の説明欄、2 節 児童福祉総務事務費国庫補助金 5,633 万 3,000 円の増につきましては、保育園や学童保育クラブなどが、それぞれ新型コロナウイルス感染症予防対策のための、消耗品や備品等の購入に対する補助金 5,300 万円と、小学校の臨時休校に伴う、学童保育クラブの午前中からの拡大開所経費等に対する補助金、333 万 3,000 円の合計額であります。

次に、5 ページをお開きください。

上から 3 番目の段、15 款 県支出金 2 項 2 目 民生費県補助金の説明欄、児童福祉総務事務費県補助金 333 万 3,000 円の増につきましても、先ほどの国庫支出金同様、学童保育クラブの拡大開所経費等にかかる補助金であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

11 ページをお開きください。

2 番目の段、3 款 民生費 2 項 1 目 児童福祉総務費の説明欄、1 番目の○、児童福祉総務事務費 1 億 3,440 万 9,000 円の増のうち、需用費 714 万 5,000 円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業であり、市内の民間の保育園、幼稚園、認定こども園等へ鹿沼和牛等の地元食材による給食を 10 月から 3 月まで、毎月 1 回提供するための賄材料費であります。

次の、償還金 1 億 2,726 万 4,000 円の増につきましては、令和元年度の子ども・子育て交付金及び幼稚園や保育園に係る給付金等の確定に伴う国・県への償還金であります。

次に、同じ説明欄の 2 番目の○、施設型給付・地域型保育給付等事業費 2,650 万円の増につきましては、民間保育園等に対する新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品や備品等の購入費補助金であります。

次に、その下の、2 目 保育所費の説明欄、保育所運営費 731 万 8,000 円の増のうち、消耗品費 600 万円につきましては、公立保育園が新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品等の購入に充てる費用であり、次の賄材料費 131 万 8,000 円につきましては、公立保育園へ、先ほどの民間保育園等と同様に、鹿沼和牛等の地元食材による給食を 10 月から 3 月まで、毎月 1 回提供するための賄材料費であります。

次に、その下の、3 目 こども支援費の説明欄、1 番目の○、放課後児童健全育成事業費 2,992 万 9,000 円の増につきましては、学童保育クラブに対する、新型コロナウイルス感染症予防対策のための消耗品や備品等の購入費補助、及び小学校の臨時休校に伴

う拡大開所経費への補助であり、シルバー人材センターに運営を委託している学童分が、701万3,000円、民間保育園や保護者会に運営を委託している学童分が、2,291万6,000円であります。

次に、2番目の○、ひとり親家庭福祉対策費 62万6,000円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ひとり親家庭優待事業の実施を中止したことによるものです。

次に、3番目の○、仕事と家庭両立支援特別援助事業費 57万2,000円の増につきましては、ファミリーサポートセンターに対する補助で、学童保育クラブと同様に、新型コロナウイルス感染予防対策として購入する消耗品や備品等への補助、及び小学校の臨時休業に伴う利用分に対する補助であります。

以上で、議案第83号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）中、こども未来部が所管する歳入・歳出についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。谷中委員。

○谷中委員 すみません。12ページになるのですけれども、最後に説明いただいた仕事と家庭の両立ということで、ファミリーサポートセンターとか、学童クラブの利用が多くなったと思うのですけれども、もし、どのくらい増えたかというのがわかったら教えてくださいたいと思います。利用がどのくらい増えたのかわかれば。

（「利用が」と言う者あり）

○谷中委員 はい。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

ただいまの谷中委員の質疑についてお答えいたします。

これにつきましては、今から、実際にはあるかもしれないというところを予想して、補助するものではございますけれども、3月の臨時休業に該当したものについては、2件程度でございました。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 谷中委員。

○谷中委員 これだけ増額をしているので、増えるのだろうというのは、もちろん、そういう予想しかできないと思うのですけれども、課長の感覚では、やっぱりそこは増えているという感じですか。

○館野委員長 高橋課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

これは、ファミリーサポートセンターを利用する方というのは、午前中、仕事を、特に午前中とかに仕事をやっていて、学校が休業になった場合、普通だったら、普通というか、保育園等にお子さんを預けている家庭でありますと、午前中ということではなく

て、1日親がいないということで、学童クラブとかに登録して、見てもらっている親が多いのですね。

それで、こういったファミリーサポートセンターにお願いする保護者というのは、午前中だけ何か仕事をしていて、午後については、自分が家にいるので、子供を見られるから、その午前中だけ、ファミリーサポートセンターにお願いしようとか、そういう家庭が多いと思いますので、あまり、これが増えるということは考えにくいのですが、ただ、利用する方がある程度特定されてはいくかと思います。利用する人は、結構便利な制度だなということで、そういうことがわかれば、こういったところを利用する方もいらっしやると思いますので、もし、このコロナ禍の時代にあって、withコロナとして、私たちが生活していかななくてはならないということであれば、もっとPRして、こういったところを利用していただくようにと考えております。

以上で、質疑の説明といたします。

○館野委員長 よろしいですか。

○谷中委員 大丈夫です。

○館野委員長 ほかに質疑のある方、いらっしやいますか。

(「なし」と言う者あり)

○館野委員長 では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第83号中、こども未来部関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第83号中、こども未来部関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第94号 鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 子育て支援課長の高橋です。

それでは、議案第94号 鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正は、学童保育クラブの放課後児童支援員の資格要件に、新たに指定都市又は中核都市の長が行う研修を修了した者を加えるためのものがございます。

具体的には、現在の条例では、放課後児童支援員の資格要件は、都道府県知事が行う研修を修了した者と規定しておりますが、厚生労働省令が定める基準が改正され、新たに地方自治法に定める指定都市及び中核都市の長も研修を実施することになりました。例を挙げれば、県内では中核都市であります宇都宮市も研修を行うことができるようになったため、これらの研修を修了した者も支援員の資格要件に加えることにより、研修

の受講機会を拡大し、資格取得を促進することで、本市の放課後児童支援員の養成・確保をより図るため、本条例を改正するものでございます。

以上で、議案第94号についての説明を終わります。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 この94号については、私も一般質問のほうでも、ちょっと議案質疑ということでやらせてもらってしまったのですが、常任委員会のほうで本当はすべきかなというふうに、ちょっと思っていますが、全体の内容はわかりましたけれども、今年、特にコロナの影響で、学童保育、子供たちの生活というのは、コロナの影響を受けた、最前線の部分なのかなというふうに思っています。

そういう意味では、子供たちとか、保護者の皆さん、大変な思いをされているということだと思うのですが、先ほどの補正予算のところにもありましたけれども、学童保育の部分で、一方で、支援員さんを拡大できる間口が広がったということですが、今現在の学童保育の中で、子供たちとか保護者が困っている問い合わせとか、学童に入れなかったとか、何か、そういう課題というのは、今出ているものですか。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。高橋子育て支援課長。

○高橋子育て支援課長 ただいまの阿部委員の質疑について、お答えいたします。

学童保育に入れなかったとか、そういったことでございますけれども、今年度ですね、特にみどりが丘小学校とか周辺ですね、そのあたりで、入れなかったとか、昨年度いたのですけれども、今年度、社会福祉法人すず福祉会というところが、新たにs a k u r aという学童保育クラブを設立してございまして、そちらのほう入れるようになった児童等がおりまして、今年度については、入れなかったという児童がそれほどいなかったです。

ただ、4年生・5年生・6年生とか、基本的には3年生までを、学童保育の対象としたいところなのですが、そういった高学年の児童も入りたいという方がいらっしゃいましたけれども、そういったところには、そういった方には、なるべくおうちのほうで対応してくださいということで、何人かが入れなかったことはございます。

以上で質疑の答弁といたします。説明終わります。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

そうですね。実は、私、みどりが丘小学校のスポーツ少年団の監督もやっている関係と、いろんな保護者から、やっぱりそんな意見も、ちょっとおっしゃられたと、学校のほうで聞いたものですから、今直接問い合わせてみたのですが。

今後、また、この状況が、まだ収まっていない状況があるので、学校は既にやっていますけれども、これから先も十分な支援をお願いしたいと思います。以上です。

○館野委員長 ほかに質疑のある方、ございませんか。

(「大丈夫です」と言う者あり)

○館野委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 94 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 94 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、こども未来部関係案件の審査は、終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩後に、教育委員会関係の審査を行いますので、入れ替えが終わり次第、再開します。

(午前 10 時 54 分)

○館野委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

(午前 11 時 07 分)

○館野委員長 これから、教育委員会事務局関係の案件を審査いたします。

常任委員会は 10 時から始まっておりますので、くれぐれもスムーズな進行にご協力ください。

はじめに、議案第 83 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 5 号) についてのうち、教育委員会事務局関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。駒場学校教育課長。

○駒場学校教育課長 学校教育課長の駒場です。よろしくお願いいたします。

教育総務課長の金田に代わりまして、議案第 83 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 5 号) についてのうち、教育委員会関係予算の説明をいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和 2 年度補正予算に関する説明書、一般会計 (第 5 号) の 3 ページをお開きください。

2 段目、13 款 使用料及び手数料 1 項 1 目 総務使用料の説明欄、2 行目、「市民文化センター使用料」 700 万円の減につきましては、新型コロナウイルスによる影響により、市民文化センターの利用者の減少が見込まれるため、減額するものであります。

次に下の行、5 目農林水産業使用料の説明欄 2 行目、「自然体験交流センター使用料」 594 万 4,000 円の減につきましては、新型コロナウイルスによる影響によるものであり、自然体験交流センター利用者の減少が見込まれるため、減額するものであります。

次に下の行、8 目教育使用料の説明欄、2 行目、「鹿沼運動公園運動施設使用料」 155 万円の減につきましては、新型コロナウイルスによる影響により、鹿沼運動公園運動施設利用者の減少が見込まれるため、減額するものであります。

次にその下、「自然の森総合公園運動施設使用料」 468 万円の減につきましては、「新型コロナウイルス」による影響により、「自然の森総合公園運動施設」利用者の減少が見込まれるため、減額するものであります。

次に、5ページをお開きください。

4段目、15款 県支出金3項5目教育費委託金の説明欄、「社会教育総務費委託金」54万円の減につきましては、人権教育を推進するため、国から受託予定の「人権教育総合推進地域事業」について、国の要綱変更により、事業受託の可能性が極めて低いことが判明したため、申請をとりやめ減額するものであります。

次に、7ページをお開きください。

1段目、20款 諸収入4項3目 雑入の説明欄、5行目、「市民文化センター入場料」1,100万円の減につきましては、新型コロナウイルスの影響による、市民文化センターの「中止自主事業分」を減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。9ページをお開きください。

一段目、2款 総務費 1項 13目 芸術文化振興費の説明欄の○、「芸術文化振興事業費」 390万円の減につきましては、市民文化祭及び市民美術展を中止したことにより、減額するものであります。

次に、21ページをお開きください。

3段目、10款 教育費 2項1目 学校管理費の説明欄の○、「校舎等施設設備事業費」3,071万1,000円の増につきましては、東小及び、さつきが丘小学校の「屋内運動場改修工事の実施設計」や、さつきが丘小学校「外構雨水対策工事等」に要する経費を増額するものであります。

次に、同じ説明欄2つ目の○、「小学校耐震化事業費」 732万5,000円の増につきましては、さつきが丘小学校の「吊バスケットゴール耐震化工事」の実施設計や小学校5校の「吊バスケットゴール撤去工事」に要する経費を増額するものであります。

次に、3つ目の○、「情報化教育推進事業費」7,184万3,000円の増につきましては、小中学校への「1人1台タブレット」の導入に合わせて、小中学校全ての教室に大型モニターを設置するための経費を増額するものであります。

次に、下の欄、2目 教育振興費の説明欄の○、「教材教具購入費」192万7,000円の増につきましては、小学校における4月・5月の学校休業中における「学びの継続」のため、印刷機トナー等の「消耗品費」を増額するものであります。

次に、一番下の段、10款 教育費 3項1目 学校管理費の説明欄の○、「校舎等施設整備事業費」 570万3,000円の増につきましては、東中学校の「プール改修工事の実施設計」や西中学校の「給水設備漏水修繕工事等」に要する経費を増額するものであります。

次に、23ページ、24ページをお願いいたします。

前のページより続く、一番上の段の説明欄の○、「中学校耐震化事業費」 342万5,000円の増につきましては、北中学校の「吊バスケットゴール耐震化工事」の実施設計や中学校2校の「吊バスケットゴール撤去工事」に要する経費を増額するものであります。

次に、下の欄、2目 教育振興費の説明欄の○、「教材教具購入費」 80万円の増につきましては、中学校における4月・5月の学校休業中における学びの継続のための印刷

機トナー等の「消耗品費」を増額するものであります。

次に、同じ説明欄2つ目の○、「学生海外交流事業費」 95万9,000円の減につきましては、鹿沼市「学生海外友好交流事業」であるアメリカ合衆国グランドフォークス市「学生友好訪問団受入事業」を「新型コロナウイルス」の影響により、「今年度中止」としたため、委託料を減額するものであります。

次に、2段目、10款 教育費 4項1目 社会教育総務費の説明の欄の○、「社会教育推進費」 54万円の減につきましては、先に歳入でご説明いたしました、「人権教育総合推進地域事業」の「申請取りやめ」により経費を減額するものであります。

この事業は、県を経由する国からの「人権教育総合推進地域事業委託金」で実施を予定したものであります。

次に、下の行、2目 図書館費の説明欄の○、「図書館管理費」 160万円の増につきましては、より一層の図書等を親しむ環境整備として、図書館本館へ新しく「くつろげるスペース」を設置するための工事費等を増額するものであります。

次に、下の行、3目 文化振興費の説明欄の○、「文化財保護活動費」601万9,000円の増につきましては、調査作業に従事する会計年度任用職員の報酬など、「鹿沼城発掘」に要する経費のほか、医王寺の屋根改修事業が県の補助事業として採択されたことに伴い、市負担分の補助金を増額するものであります。

次に、25ページをお開きください。

1段目、10款 教育費 5項1目 保健体育振興費の説明欄の○、「生涯スポーツ振興事業費」 672万2,000円の減につきましては、「体力づくり女性バレーボール大会」及び「鹿沼さつきマラソン大会」、「県民スポーツ大会」並びに「市民ゴルフ大会」の中止により、委託料や負担金を減額するものであります。

次に、下の行、2目 体育施設費の説明欄の○、「体育施設整備事業費」800万円の減につきましては、鹿沼運動公園陸上競技場の第4種公認更新整備工事を行わないこととしたため、工事費を減額するものであります。

次に、下の行、3目 学校給食費の説明欄の○、「学校給食共同調理場施設整備事業費」958万8,000円の減につきましては、新型コロナウイルスの影響により夏休みが短縮されたことで、「鹿沼と栗野調理場」で予定されていた「蒸気配管改修工事」の工期が取れず、施工できないため、工事請負費を減額するものであります。

以上で、議案第83号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第5号)についてのうち、教育委員会関係予算の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

ちよつとここで暫時休憩します。

(午前11時20分)

○館野委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午前11時23分)

○館野委員長 先ほどの議案説明に対しての質疑のある方、順次発言を許します。

よろしいですか。増渕委員。

○増渕委員 22 ページの情報化教育推進事業費の 7,184 万 3,000 円、これは大きなモニターを入れると言ったのですけれども、どのぐらいかというのと、1 個の単価がどのぐらいか、結構な予算になっている、補正で出てくるには 7,000 万という流れはあれなので、これはこのタブレットのほうとの連動だと思うのですけれども、これ、予想というか、こっちが買うということができたから、あとで補正ということになったのだと思うので、その単価と個数だけ、2 つだけ教えてください。お願いします。あと業者、業者と、納入業者も、はい。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。駒場学校教育課長。

○駒場学校教育課長 学校教育課長の駒場です。

増渕委員からの内容について、ご説明させていただきます。

モニターにつきましては、各学校の、小中学校の普通教室 282 教室分のモニターということになりますので、7,000 万円ということになりますので、その割った金額になります。7,400 万円の 280 ですから、大体 25、6 万円というところになります。

今年、実際にタブレットを導入してはいるのですけれども、現在各小中学校に学校のモニター、またはブラウン管ですね、こちらが実際には 260 台ほどございます。

国のほうの方針では、通常の普通教室のほかに特別教室も配備をするようにということで、指針が出ておまして、なかなか鹿沼市でもできてなかったものですから、今年タブレットの導入がございまして、普通教室 282 台を整備したもので、今までのものを今度は特別教室のほうに一応設置するという形で、全教室に入れるという形で予定をしてございます。

それで、業者につきましては、今回 9 月議会で承認いただいた後、実際入札等をしまして、12 月の議会のときに業者のほうが入札で決定しますので、そちらでご報告をさせていただいて、予定では年明けの 1 月から 2 月頃に各学校、モニターのほうをタブレットにあわせて、納入していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員 わかりました。7,000 万円のお金のあれが、機械のほうにあれとなるので、今の説明でわかりました。これからになるということね。

○駒場学校教育課長 そうですね。

○増渕委員 一応計上しておいてということで、はい、わかりました。ありがとうございます。

○館野委員長 ほかに、ご質疑はよろしいですか、ないですか。阿部委員。

○阿部委員 26 ページですね、18 の体育施設整備事業費 800 万円の三角ということで、運動公園の更新をしないということで、説明がありました。

陸上競技場は、確か 5 年に 1 回更新をしていって、整備をすることで、公認を受ける

ことができるということなのですが、今回なぜこれを、工事をしないということになったのか。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。谷津スポーツ振興課長。

○谷津スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の谷津でございます。

阿部委員の質疑にお答えいたします。

こちらにつきましては、令和3年度より、鹿沼運動公園内の陸上競技場につきましては、全天候型を実施するということになりました。

そのため、本年度行う予定でありましたグラウンドの公認工事につきましては、土のグラウンドでございますので、そのために工事費のほうの800万円を減額したという形になってございます。

ちなみに、運動公園につきましては、都市公園内のスポーツ施設の長寿命化計画に載せまして、施設の選択集中ということでありまして、計画的に整備を進めている中で行う事業でございますので、そのための減額ということになりました。

以上で説明とさせていただきます。

○館野委員長 阿部委員。

○阿部委員 意味はわかりました。競技場は、車の車検と同じように更新をしていくというところで、今年はコロナの関係で、中学生の大会もできなかったのですが、この工事が3年度からというところ、実施設計ということを見ると、3年度は仮にコロナが大丈夫で、中学校の中体連とか、いろいろな競技が行われることになると、そこで県や全国に向けての地区大会が行われるということなのですが、そこには支障はないのですか、この更新をしないというところでは。

○館野委員長 谷津スポーツ振興課長。

○谷津スポーツ振興課長 今の阿部委員のご質疑に対しまして、ご説明させていただきますと、中体連等ですね、各競技を行う団体さんのほうに説明したところ、結局、県の大会等、その上位大会に出場するための予選を行うにおいては、特に支障はないということでした。

記録として出場するという、順位、記録についても公認記録とならないという形ではありますが、大会の順位を決めて、出場する分には支障がないため、今回は更新は行いません。

ただ、全天候化を行った際には、当然基準を満たすこととなりますので、その際には再取得に向けまして、整備をしたいと考えてございます。

以上で説明とさせていただきます。

○阿部委員 わかりました。

○館野委員長 ほかに、谷中委員。

○谷中委員 すみません。26ページの学校給食調理場のことなのですが、夏休みが短縮になったので工事ができなかったということだったと思うのですが、やっぱりあの

調理場、大変古くなっていて、本当に作っている方たちも衛生上には十分気をつけていると思うのですが、この工事ができなかったことでの影響がないのかと。あと、やはりこれはすぐやったほうがいいのではないかとちょっと思いますので、今後どのように考えているか、聞かせてください。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。高橋学校給食共同調理場長。

○高橋学校給食共同調理場長 学校給食共同調理場長の高橋です。

谷中委員の質問についてお答えをいたします。

今年度、コロナウイルスの、新型コロナウイルスの関係で、工期がとれないということで、蒸気配管改修工事を施工ができないということになりました。

それで、こちらの工事につきましては、鹿沼調理場については、ボイラー室関係の蒸気配管のほうの工事を予定しておりました。

こちらにつきましては、ボイラー室の配管ということになりますので、大きく壊れなければ、簡易的な修繕で十分対応していけるということで、来年度の工事を考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 よろしいですか。

○谷中委員 わかりました。

○館野委員長 ほかに質疑のある方、大丈夫ですね。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第 83 号中、教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 83 号中、教育委員会事務局関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 102 号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。駒場学校教育課長。

○駒場学校教育課長 学校教育課長の駒場です。

議案第 102 号 物品購入契約の締結についてご説明いたします。

令和 2 年第 5 回鹿沼市議会定例会議案説明書をご覧ください。

鹿沼市教育委員会では、市内小中学校に配備するタブレット端末等情報機器一式の購入に係る指名競争入札を去る 9 月 3 日に行いました。

その結果、株式会社シブエが、4 億 9,830 万円で落札いたしましたので、本契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第 102 号 物品購入契約の締結について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○館野委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原委員 梶原です。よろしくお願いします。

今回、タブレットの端末の一括購入として、指名入札だったのですけれども、例えば、これ、前回の、昨年鹿沼市小学校タブレット導入事業プロポーザルで、入札されているのですが、このときは1億 2,000 万円だったと思うのですけれども、今度は4億 9,000 万円というところで、指名入札というのが、これ一般入札ではなかったというか、その理由って何ですか。

○館野委員長 執行部の説明をお願いいたします。 駒場学校教育課長。

○駒場学校教育課長 梶原委員の質問にお答えしたいと思います。

今回、指名競争入札につきましては、全児童生徒数 7,235 台のタブレット端末系のものを導入することで行いました。

昨年、導入したものは、小学校の 676 台を導入するものでございまして、その当時、昨年につきましては、タブレット仕様、または、それに伴う支援ソフトですかね、そちらのものが全て決まっておりましたので、昨年と今年では、ちょっと状況が違っておりました。

昨年度、タブレットを導入する際について、いろいろ提案をいただきまして、内容を確認した上で、昨年導入が図られたものですから、今年につきましては、i P a d、タブレットについてはi P a dが導入されているということで、台数を導入するということになりましたので、それについては、今年指名競争入札ということで、実際にタブレット導入についての予算につきましては、国の補正予算成立、文部科学省のほうで、5月の中旬に決まりまして、市のほうでは7月議会の予算成立、また、入札については、先ほどご説明いたしましたが、9月の3日で実施をしております。

仮契約が9月の4日、今回の9月の議会で承認を受けた後に、本契約ということで、スケジュールはしていたところなのですが、今回の入札は、一般競争入札で実施できないかにつきましては、鹿沼市の条件付き一般競争入札の実施要領に伴いまして、予定価格が 500 万円以上の工事と定められておりましたので、今回につきましては、金額に関係なく、物品購入に係る入札として、指名競争入札をさせていただきました。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 梶原委員。

○梶原委員 その条件付き一般競争入札が 500 万円以上は一般入札ですけれども、物品購入にかかわるので、金額いかににかかわらず、指名入札ということで、これは市で決まっているということでもいい、認識でよろしいでしょうか。

○館野委員長 駒場課長。

○駒場学校教育課長 学校教育課長の駒場です。

こちらは部内といいますか、入札に関しましては、契約検査課のほうで基準が決まっ

ておりまして、教育委員会のほうでも、そちらの基準に合わせまして、入札を執行させていただきます。

梶原委員の説明したとおり、こちらのほうの基準ということで、入札執行をしております。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 よろしいですか。まだありますか。

○梶原委員 ちょっとしつこいですがけれども、今回、株式会社シブエさんが落札していますが、例えば、前回は内田洋行さんと株式会社シブエさんが 676 台のタブレットをプロポーザルで落札されているのですが、シブエさんが、例えば、今回 7,000 台かな、に近い台数を納入できるという担保というか、そういったものというのは、何か審査とか、あったのでしょうか。

○館野委員長 駒場課長。

○駒場学校教育課長 学校教育課長の駒場です。

今回の入札につきましては、市内業者を中心に、指名参加願が出ている業者さんに対して、入札の対応をしていただきました。

実際に実績があるということで、今まで納品がある業者さんということで、実際は確認とか、審査ということではないですがけれども、実際に納入があったという実績に基づいて、入札執行させていただきました。

確実なものとか、そういうものまでは、実際には行っておりません。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 梶原委員、その点。

○梶原委員 今回の入札、内田洋行さんも実はされているんですね。

それで、全体は同じような金額ですがけれども、シブエさんのほうが、多分予定価格下回ったか何かで、なっているのですがけれども、多分、これ、シブエさん、単独だと難しいので、内田洋行さんと一緒になると思うのですがけれども、それならそれで、そうやって入札だと思うのですがけれども、この、お互い入札しておきながら、シブエさんのバックに回るというような疑義も持たれかねないので、ちょっとその辺がどうなっているのかと思ったので、それは質問ではなくて、ひとつの個人の意見です。

○増淵委員 いや、いい、質問してしまえばいいじゃない、質問してしまえばいい、そういうことはないのかどうか。

○梶原委員 そういったことがないというのを、確認できるのでしょうか。

○館野委員長 大丈夫ですか。梶原委員が事細かく聞いておりますので、払拭する答弁をお願いします。駒場課長。

○駒場学校教育課長 学校教育課長の駒場です。

今回、一般競争入札ということで、指名競争入札ということで、3日の入札で実際に辞退が1回目が3件、2回目の入札で4件ございまして、実際にシブエさんが落札した

わけですが、最終的な判断ということで、確認をしているわけではございませんので、札入れをした段階で、こちらの金額ということで、確認といたしますか、落札業者として選定をさせていただきました。

ただ、確認ということは、ちょっとなかなかできないので、あくまでも業者さんのほうの信義ということで、教育委員会では判断させていただいております。

以上で説明を終わります。

○増渚委員 ちょっといいかな。

○館野委員長 その前に1回、答弁いただいているので。

○梶原委員 確認ができないということなので、あれですけども、例えば、この、今、物品購入による入札関連事務執行要領見えていますけれども、例えば、これ 3,000 万円以上、9,000 万円以上だと、指名、標準指名数というのは 13 社ってあるのですよね。

当然、今回その指名でやるときに、当然「自分たちは受けられますよ」という業者から指名されているので、6社、7社ぐらいになっていくと思うのですけれども、やっぱりその金額が金額で、その金額でやったけれども、結局、物件の委託となると、指名ってどうなのというところが出てきてしまうと思うのですね。

もともと、一般入札というのが本来の姿だと思うのですけれども、いろいろあって、指名になっているので、その部分は市の方針だから、指名競争にしましたというのではなくて、そこを一般入札に要はできないものなのですかね。

○館野委員長 今回契約…

○増渚委員 検査課のほうでやっているのだから、それは。

○梶原委員 わかりました。すみません。質問は取り下げます。今ので最後で、私は以上です。

○館野委員長 では、増渚委員。

○増渚委員 ちょっと答弁の中で、裏がとれないというか、裏取りがとれないのでは、入札、指名競争入札やって、もし、不具合があって、7,000 台以上の機械があって、シブエさんのほうで、どこのメーカーを使って、それと辞退がなぜこんなにがばがばがばが出たのかということが、疑義が生じると思う。話し合いで辞退にしているのかみたいな形にとられかねない。

でないと、なぜかという、これだけの独占的に 7,000 台が納入できると言ったら、逆に言うと、一生懸命、商売的には、会社的にやる場合が多いよね。特に鹿沼でこれだけの事務機器が納入できるという、かなりの大きな仕事だと思うのですね。

それに対して、いや、全然利益が出ないから、辞退したのかということになると、ということは、利益が出ないところで辞退がたくさんあって、そこで無理してやって、商品をたたいてとか、メーカーが統一できないとか、そういうことがあったら、それを裏をとらないという言い方はあれだけれども、そのところを、どういうふうな形かっていうことを、きちんと、こうやって金額とか、それはもう、我々は認めた、認める、い

いのですけれども、そこをきちんとはとらないで、納品できるキャパも、納品メーカーは、どういうところがどういうふうにするという、何か一筆もらっておかないと、それを違約したときの保証なんかについても、きちんとはとらないかどうかということの、その裏付けはどんな形でとっているのですか。お願いします。

○館野委員長 執行部の説明をお願いします。駒場学校教育課長。

○駒場学校教育課長 学校教育課長の駒場です。

指名業者の選定理由としますと、先ほどちょっとお話をさせていただきましたが、登録がある事業者、情報機器の納入実績のある業者として、選定をして、教育委員会の中の指名選定委員会の中で、ちょっと判断をさせていただきましたので、シブエさんに関しては、昨年実績がございまして、シブエが納品ができるということで、お話を伺っておりましたので、入札に際しては支障がないということで、こちらは判断をさせていただきました。

各業者全部を確認したわけではございませんので、最終的に落札した業者さんのほうの確認は後からでございます。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 増淵委員。

○増淵委員 実績があると言っても、毎回4億、5億近く金の実績で、どういう実績を実績と言っているのかがわからない。どこの範疇で、例えば、ほかの民間のところへもバンバンバンバン入れているのが、売上の、年商的に1億とか、20億あるのなら、5億ぐらいのあれは、別にどうってことないけれども、年商がどのぐらいあって、実績と言って、3,000万、4,000万の実績で、それだから、5億に、実績大丈夫ですよというのは、実績に、私はならないと思うのですけれども、そこら辺の判断基準をお教えてください。

○館野委員長 執行部の説明をお願いいたします。

○増淵委員 5億のということ、それは(…)が動く、なので、何年にとかではないから、先ほども梶原委員が言ったけれども、どことだっけ。

(「内田洋行」と言う者あり)

○増淵委員 内田洋行ならさ、(…)

(「上場会社」と言う者あり)

○増淵委員 うん、内田洋行。

○館野委員長 駒場学校教育課長。

○駒場学校教育課長 契約書を結ぶ際に、実際そちらのほうに内容等は書いてございまして、違約が行った際には、そちらのほうの記載もございまして、違約が発生しないようにという形で、実際進めているものでございます。

また、いろいろな、今までの実績ということでございますが、鹿沼の備品とか、または情報機器の納入業者さんにつきましては、類似事業で、いろいろな、今まで、市のほうに納入をされていたということで、教育委員会のほうでは判断をさせていただきました。

た。

金額のものの額については、ちょっと決めはなかったものですから、類似の事業、情報機器の納入実績があるということで、判断をさせていただきました。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 はい。

○増渕委員 金額ベースではなくて、判断基準が何を、いくら、100万の実績で、実績って、4億のあれをやるには、ちょっと会社的に背伸びしているのではないかと。

それとか、逆に言うと、先ほども言ったように、10億の年商があれば、5億ぐらいは全然楽勝だという、なるし、だけれども、内田洋行さんが、年商が何千億もあるところと、例えば、内田さんだったら、事務機器のところのJVで、各社に同じメーカーで売ったほうが、要は同じ地元でいろいろなところが利益の分配ができるのではないかなと思うので、そちらのほうが(…)とか、していけるのではないかなと思うのだけれども、実績というのが、もう金額ベースなのではない実績って、納得できないのですけれども、よろしくをお願いします。

○館野委員長 再度お願いいたします。

(「企業体」と言う者あり)

○増渕委員 だから鹿沼教材社とかいくらだとかやって、運用するという形に(…)別にシブエさんがどうのこうのではなくて。

何で答えないの。

○館野委員長 課長、大丈夫ですか。では、金田課長。

○金田教育総務課長 教育総務課長の金田でございます。

金額の実績ベースということではありますが、本件につきましても、指名参加の編成委員会においては、教育委員会の中の指名選定委員会で判断をしたところでございます。

先ほど学校教育課長が答弁しました内容と重なりますが、この情報機器の納入につきましては、全国的に進められているところではありますが、本件に対しても、見積もりの、予算化するまでの見積もりの徴収や、仕様書を示して、その実用の可能性といったものを、全部事業者あてに照会をかけているところでもあります。

したがいまして、応札業者につきましては、辞退した業者もございますけれども、落札したということに基づいて、先ほど申し上げました請負契約の仮契約の締結、その中には、この事業を必ず履行するということを宣誓していただいている状況で、担保をとったという形であります。

それで、金額ベースの事業ということであれば、ジョイントベンチャーというようなご提案もいただいているかと思いますが、今回の指名選考に、発注方法については、指名競争入札という形をとらせていただきました。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 はい。

○増渕委員 指名競争入札、梶原委員のところで十分聞いているからわかっている、それについては。

そうではなくて、今、指名の入札するのに、選考委員会を教育委員会でした。その基準を教えてくださいと言っているの。

例えば、年商なのか、これまで扱った機材がどのぐらいあるのか、そういう実績をもって、指名入札を決めているのでしょうか。その基準がどこにあるのかというのをわからないで、私たちが決めました。それで契約として、契約書のほうで瑕疵があった場合には、何も当たり前のこと、これ全然、当たり前のことを聞いているのではなくて、その基準を聞かないと、4億9,000万円のお金を、税金から支払うのに当たって、我々は細かい審査をしなくてはならないので、常任委員会というのは。だから、その中で、納得のいく説明をしてくださと言っているのに、全国の流れがどうのこうのとか、これは私たちのやることですから大丈夫ですみたいな話では、説明になっておりませんので、詳しい説明をよろしくお願いいたします。

○館野委員長 では、執行部の説明をお願いいたします。高橋教育次長。

○高橋教育次長 教育次長の高橋でございます。

ただいま入札関係の、入札の基準の説明をさせていただいております。

今回、指名競争入札に指名させていただいた業者は、市内の情報機器の販売業者の方全てを指名しております。

それで、実績につきましては、この情報機器を販売しているかどうかということでの実績となります。

また、入札に当たりましては、先ほど来、重なって、重複して恐縮ですが、仕様書の中で、もちろん、台数でありますとか、機種指定でありますとか、そういうものをしておりますので、当然入札の参加する業者は、それが可能な業者というような判断をさせていただくことが可能でございます。

あわせて、いわゆる仮契約書につきましては、先ほど教育課長のほうから説明させていただいたような内容となります。

以上で説明を終わります。

○館野委員長 どんな感じでしょう。

○増渕委員 例えば、では、次長のほうでいいかな、次長答弁で全然構わない。

例えばね、メーカーの、例えば、パナソニックのメーカーとか、SANYOとか、NECとかのメーカーの代理店だというなら、7,000台から入るのは、それは可能だと思うのですね。そこの代理店の、契約、代理店契約を結んでいるということは、代理店契約結ぶというのは、メーカーが、代理店、簡単に結ばないので、メーカーというのは、こういうところで、信頼がある、実績があるから、代理店を結ぶので、やたらめったら、私が「明日からこういうパソコンを売ります」と言ったって、メーカーは、全然実績ないので、結んでくれないのですね。それが実情なのです。

そういう代理店契約を結んでいるとか、そういうことがあることが実績だと、私は理解しているのですけれども、本当に、例えば 300 万、500 万の売り上げで、鹿沼市の全部のそういうところに、情報機器のところに入札を出したというのはすばらしい、いいことだと思うので、それは歓迎しますけれども、そこら辺のところも担保するものが何かという説明を聞いているので、そこら辺のところの説明をお願いします。

○舘野委員長 高橋教育次長。

○高橋教育次長 次長の高橋でございます。

入札につきましては、応札された業者がその内容不履行に至る場合には、当然罰則等規定が、契約検査課のほうで付されてあるものがございますので、こちらの履行については、履行できる可能である業者が入札に応札されたというふうに理解しております。

○増渚委員 代理店とか、そういうのはないの、どこかの代理店とかになっているという、わからない。

○舘野委員長 高橋次長。

○高橋教育次長 代理店かどうかというのが、指名対象、条件になっておりませんので、そこまでは確認とれませんが、あくまでも、仕様書のとおり、応札できる業者の方に参加していただいているものと理解しております。

以上で説明を終わります。

○増渚委員 もういい。

○舘野委員長 いいですか。

○増渚委員 うん。仕様書が。

○舘野委員長 梶原委員。

○梶原委員 ちなみに、そのシブエさんの昨年の売上高というのはわかる。

○増渚委員 それはわからない。

(「細かいことは」と言う者あり)

○増渚委員 細かいこと。

○舘野委員長 執行部の説明をお願いします。学校教育、駒場課長。

○駒場学校教育課長 学校教育課長の駒場です。

売り上げについては、現在手元に資料がございませんので、後日というか、わかった段階で、説明といたしますか、させてもらうということによろしいでしょうか。

○舘野委員長 よろしいですか。

○増渚委員 全員。

○梶原委員 わかりました。

○増渚委員 全員に配ってくれる、売り上げとか、取引先、仕入れ先企業とかというのを、今度のメーカーどこだということも決まっているのかな。

(「iPad」と言う者あり)

○増渚委員 iPad。

○駒場学校教育課長 仕入れ先、または売上高というところで、ちょっと資料を確認させていただいて、議員の方には説明していきたいと思います。よろしくお願いします。

○館野委員長 それまでは保留ですか。

○増淵委員 いや、いいよ、それを信頼した上でということ。

○館野委員長 はい。

では、ほか、質疑はよろしいですね。

では、別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 102 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○館野委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 102 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで、常任委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

(午前 11 時 58 分)